

只見線学習列車運行による奥会津魅力創出業務委託仕様書

第1 事業の目的

奥会津地域において、地域の活力を維持・発展させるため、JR只見線を活用した学習列車を実施する。奥会津の地域資源を最大限活用し、地域を巻き込みながら魅力の掘り起こし、磨き上げを行うことで、地域主体による継続的な只見線の利活用及び地域振興を図っていくことを目的とする。

第2 委託事業の内容

- 1 インフラ、自然、暮らし、農業、食など、地域の多様な教育資源を活用しながら、列車内や沿線の施設等で特色ある体験学習を企画・実施すること。
- 2 学習列車の実施時期等は原則以下のとおりとする。
 - (1) 実施時期 令和7年5月から令和8年2月まで
 - (2) 対象者 小学校及び特別支援学校 33校
 - (3) 参加人数 合計1,488人（うち児童・生徒1,263人、引率者225人）
- 3 学習列車の実施にあたっては住民、団体及び企業等の意見を広く取り入れながら地域の特色を活かした多彩な内容とすること。また、JR只見線の歴史や地域の文化、只見線鉄道施設群等に関し広く学ぶことができるよう参加学校に対しコース等の提示を行い、地域が一体となった受入とすること。
- 4 委託契約締結後、実施希望時期の早い学校から優先的に旅行行程の調整を行うこと。
- 5 本事業の事業内容として計上する経費については、原則として以下のとおりとすること。

なお、(3)から(6)のうち、参加学校におけるコース設定において不要と判断した経費については除外することができる。

 - (1) 学校から目的地までの貸切バス、タクシーの運行（高速道路料金を含む。）（県外学校については除外することができる。）
 - (2) 只見線乗車代（児童・生徒と引率者は別に計上すること。）
 - (3) 体験プログラム費（昼食代を含む）
 - (4) 只見線ガイド費（原則として沿線市町に在住し只見線や沿線の状況に精通した人材とし、学校ごとに1名以上配置すること。）
 - (5) 添乗員経費（おおむね参加者30人当たり1名とすること。）
 - (6) 旅行保険経費
- 6 学習列車の参加校に対してアンケート調査を行うこと。
- 7 継続的な只見線の利活用促進を図るため、県内の小学校及び特別支援学校等への学習列車の周知及び活用依頼を行うこと。
- 8 参加者からは、上記5（1）及び（2）以外の経費を徴収し、事業実施後に清算すること。
- 9 委託契約書第10条による実績報告書の作成に当たり、各学校の承諾を得たうえで写真等を撮影し添付すること。なお、写真のデータについても提出すること。
- 10 写真の撮影に当たっては、事前に各学校の承諾を得てから実施すること。また、併せて当該写真について県の広報用として使用する旨についても各学校へ説明すること。

- 11 必要に応じてテレビ、新聞等の取材等が実施される場合があること。取材等が実施される場合は、受託者から各学校へ承諾を得ること。ただし、参加児童・保護者等の承諾が得られない場合は、取材等は実施しない。
- 12 本事業は、特定原子力施設地域振興交付金を財源としていることから、参加学校に対し、次の例文をもとに周知すること。
(例文) 只見線学習列車事業は、「令和7年度特定原子力施設地域振興交付金」により実施しています。

第3 委託対象経費は、以下のとおりとする。

- 1 本事業に係る貸切バス・タクシー経費及び高速道路使用料（1日分のみ）
- 2 JR只見線運賃（児童生徒及び引率者）
- 3 上記1に係る消費税

第4 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- 2 本事業の実施に係るすべての作業について、安全確保に万全の体制を整えること。
- 3 年間を通して行われるすべての運営事業について委託者との協議の上に行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

第5 成果品及び提出書類

次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】	事業完了後15日以内
5	収支決算書【様式3-3】	実績報告書に添付
6	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日